

令和2年12月

支援対象事業者 様

一般社団法人長野県観光機構
理事長

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 対象事業者登録完了通知書

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業者指定申込書（参加申込書）については、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業実施要綱第10条の規定により、対象事業者の登録を完了しましたのでご報告致します。

記

1 交付の条件

事業を実施するに当たっては、別紙のマニュアルをご一読いただき、ご対応ください。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の延期または中止の可能性がありますので、ご理解ください。

留意事項

※一人1宿泊旅行あたり2泊まで

※一施設あたりの**上限泊数は、600人泊**です。上限を超えての販売については、精算ができませんので、ご注意ください。

※本事業は、**原則として同居する長野県内在住者（一名の利用も含む）限定の割引**になります。身分証明書等で確認を行ってください。

※対象期間は、12月28日（月）の宿泊分から1月11日（月）の宿泊分までとなります。ただし、**12月23日（水）以降の新規予約が対象**となりますのでご注意ください。

※チェックイン時に旅行者に対して、「信州版 新たな旅のすゝめ」の「安心旅人宣言カード」
【https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/documents/tabii_201217.pdf】の提示又は携行の依頼など、感染防止の協力をお願い致します。

※マニュアル、実施要綱に記載された内容を遵守してください。

※GoToトラベル事業にご参画の事業者様は、GoToトラベル事業のキャンセル等のルールに従って運用をお願いします。

※本事業の請求期限の締切は、令和3年2月26日（金）必着です。**請求期限を過ぎての請求には応じられません**ので、ご注意ください。